

「人権の東弁」を後退させず、持続可能な弁護士会を目指して



副会長 川村 百合 (49期)

主な担当業務：憲法、人権擁護、刑事弁護、裁判員、刑事拘禁、刑事法、国際、外国人、公益通報、公設事務所、会務活動、ハーグ協議会等

1 危機的状況になるほど燃える…というのは、多くの弁護士の持つ特質かもしれない。

とりわけ、篠塚会長はそうである。副会長6人も、「理事者一体の原則」を合い言葉に、危機を乗り越えるのを楽しんでいる？

10月12日から13日にかけての東日本豪雨災害を受け、連休初日の13日未明に、会長から副会長及び事務局長・次長に対して、「可能な人は」という断りつきではあるが、会館に集合するようにLINEで指示が飛んだ。そして、13日の午前11時24分には、「会長が必要と認める場合」に該当するとして、東京弁護士会災害対策本部の設置を決めた。

即決即断。「時は人を待ってくれない」が、会長の口癖である。

2 弁護士会は任期1年限りの理事者がトップにいることから、職員と委員会の知識と経験に負って運営されるところが多い。理事者になって初めて気づく多くの問題に対処しようと動く頃には、もう任期も後半。これが何十年と繰り返されてきたのが、当会なのだろう。

そのような組織として、当会は弁護士法1条に則って、専門委員会の意向を大切にしながら、人権擁護活動に邁進してきたために、対外的な活動は増え、支出は増大し、財務状況が悪化した。

私は、自分自身の会務活動の経験から、当会が「大きな弁護士会」として、さまざまな人権擁護活動や公益活動に手を広げ、全国最大の単位弁護士会として、全国の弁護士会に先駆けて、これらの活動に邁進することに価値を見出してきた。他の弁護士会には取り組むことが難しい活動でも、財力のある当会であればできることがたくさんあると考えていた。

そして、自分がいろいろな委員会の委員として活動し、とりわけ委員長や事務局長の立場にあった時は、担当する委員会の要望を理事者会で通すことができるのが「良い副会長」であると評価していた。

しかし、今年度理事者の一番の課題が財務改革である現状において、各委員会の要望を聞いて前年踏襲していたら、いっこうに支出の削減ができない。これまでではそれで良かったかもしれないが、今年度は「物わりの良い」副会長になってはいけないのだ。

「立場変われば」の典型なので、これはかなり辛い。

3 委員会に節約をお願いするからには…と、私たちが役員予算の節約に努めている。役員出張費一つとっても、数千円でも浮かせようと涙ぐましい努力をしている。当会の巨額の赤字財政から見たら「焼け石に水」ではあるが、「塵も積もれば山となる」。

副会長になると昼も会議をしながらお弁当を食べるから太ると聞いていたが、今年は、会のお金からお弁当を出す会議はなるべく設定しない。今のところ太った人はいないと思う。お弁当が必要な場合でも、福祉作業所の低廉なサンドイッチを頼み、障害者支援と当会支出削減の一石二鳥である。

なお、私費から、カップ麺を「箱買い」して備えてあるので、役員室にカップ麺の匂いが漂うことがある。

4 会財政のことばかり考えていては気が減入る。お金を使わずに当会をアピールするにはどうするか。今年度、「篠塚カラー」を前面に出した会長声明・会長談話を頻繁に発出している。その効果については、懐疑的な向きもあるかもしれないが、SNSを通じて広く拡散されたり、報道に取り上げられたりしている。

最後に、財務改革の中で槍玉に挙げられている公設事務所を担当する立場から一言。パブリック法律事務所所属の弁護士の大半は、当会職員の平均給与よりもはるかに低い給与で、一般の事務所が引き受けようとしない非採算事件を引き受けて、「法の支配を社会の隅々に」を実践している。

何を削り、何を残すか、当会の在り方が問われる。